

不適正経理処理に係る指摘状況について

1 国庫補助事業に係る事務費に関する会計検査の概要

事務費に関する会計検査は、全都道府県、政令指定都市を対象として平成20年度から実施され、平成22年度ですべての都道府県及び政令指定都市の検査が終了しました。

(1) 本市に対する実地検査の期間

平成22年4月5日から4月9日までの間

(2) 検査対象

環境創造局、経済観光局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局及び教育委員会事務局で執行された、平成16年度～20年度の国土交通省及び農林水産省の国庫補助事業事務費のうち、需用費、賃金及び旅費

(3) 検査結果

会計検査院から次のとおり不適正支出の指摘を受けました(なお、私的流用につながる預け金はありませんでした。)。また、賃金は、執行がありませんでした。

ア 全市の状況 (指摘金額)

(単位:金額=円、件数=件)

省名	差替え		翌年度納入		前年度納入		補助対象外支出		合計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
農林水産省			97,799	2	6,346	2			104,145	4
国土交通省	3,532,826	103	125,947	4	3,187,056	99	201,563	21	7,047,392	227
合計	3,532,826	103	223,746	6	3,193,402	101	201,563	21	7,151,537	231

イ 道路局の状況 (指摘金額)

(単位:金額=円、件数=件)

	差替え		翌年度納入		前年度納入		補助対象外支出		計		加算金	返納額
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額
道路局	2,227,690	45	10,038	1	2,001,147	54	85,353	10	4,324,228	110		
うち国庫等補助相当額	1,134,187	/	5,295	/	1,000,171	/	44,704	/	2,184,357	/	568,883	2,753,240

※農林水産省は該当なし

2 指摘の主な内容（道路局）

(1) 差替え

契約の内容と異なる物品を納品させていたもの

- ① 印刷契約で、仕様外のサイズ違いの印刷物を納品させていたもの
- ② 印刷契約で、折りたたみ等の仕様外の作業を加えて納品させていたもの
- ③ 事務用品の購入において、契約内容とは異なる物品を納品させていたもの
(書類上は文具の購入としていたが、実際には電話機を納品させていたもの等)

(2) 翌年度納入

物品が翌年度に納品されているにもかかわらず、その前年度に納品されたものとして前年度予算で支払っていたもの（事務用品）

(3) 前年度納入

物品が前年度に納品されているにもかかわらず、その翌年度に納品されたものとして翌年度予算で支払っていたもの（事務用品、トナー、図書 他）

(4) 補助対象外支出

- ① 国庫補助事業の施行とは直接関係のない物品の購入代金等を支払っていたもの
(名刺、時刻表、加除式の例規集)
- ② 国庫補助事業とは直接関係のない用務で出張した職員に対して、国庫補助事務費として旅費を支払っていたもの
(開通式への出席、視察対応、要望行動)

3 不適正な経理処理の原因、背景

- (1) 緊急に必要となった物品購入や、契約時の仕様書と相違する印刷物が必要となった際の発注などにおいて、会計法令等の順守に対する認識が不足していたこと
- (2) 経費支出にあたり、国庫補助事業の実施に直接関係があるものとして、補助対象になると誤認していたものがあつたこと。

<参考> 検査結果を受けた本市の対応

平成22年3月30日に公表した「経理処理に関する全庁調査(最終報告)」における再発防止策に加え、今回の検査結果を受けて、次の対応を行います。

(1) 不適切な経理処理に関与した職員に対する注意喚起

総括コンプライアンス責任者から、指摘対象となった6局(環境創造局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局及び教育委員会事務局)において不適切な経理処理に関与した当時の所管課長及び経理担当課長に対して注意喚起を行います。

(2) 再発防止研修

国庫補助事業、国庫委託事業を所管する部署の職員に対して、今回の指摘を踏まえた再発防止研修を実施します。

(3) 抽出調査(モニタリング)の実施

会計検査院と同様の手法(本市の帳簿と事業者の帳簿の照合)による印刷製本費、消耗品費を対象とする抽出調査を実施します。

(4) 経理処理の適正化を統括する新機構の設置

経理処理の適正化については、平成23年度に予定している局再編後の新財政局に機構を設け、再発防止に取り組みます。